

佐賀県告示第三百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年十月二十一日から平成二十三年十月二十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域	
	区	間
県道 北茂安三田 川線	三養基郡上峰町大字坊所字七 本谷一五六〇番地先から	三養基郡上峰町大字坊所字大 塚一五二三番一地先まで
	三養基郡上峰町大字坊所字七 本谷一五六〇番地先から 三養基郡上峰町大字坊所字大 塚一五二三番一地先まで	三養基郡上峰町大字坊所字七 本谷一五六〇番地先から
	後	変更前 の別
	九・一	幅員 メートル
	三三二八・一	延長 メートル
	前	
	七・五	
	三三二六・二	